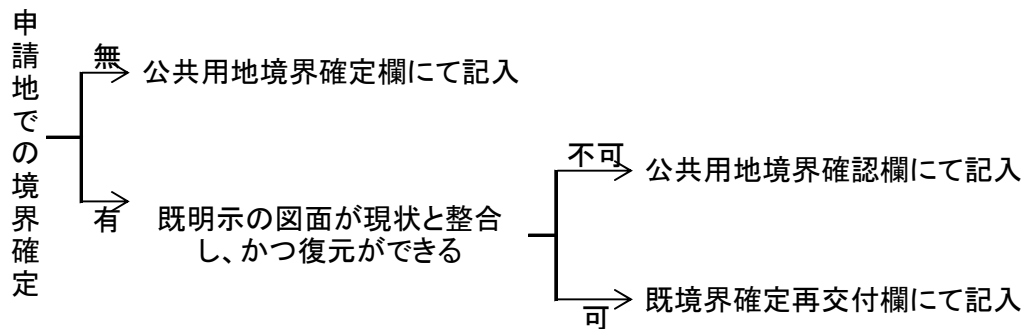


境界確定申請(明示)に係る参考資料

1. 境界確定に係る申請について

- ・明示の申請については、次のとおり公共用地境界確定に関する申請書
(境界確定, 境界確認, 再交付) については、以下の手順で記入願います。

新 規：(公共用地境界確定)・・・申請地と公共用地との境界が決まっていない場合
境界確認：(公共用地境界確認)・・・申請地と公共用地の一部でも境界確定をしている場合
再 交 付：(既境界確定再交付)・・・申請地で境界確定済みであり、復元可能な場合



※ 申請書は、門真市役所ホームページでダウンロードできます。

2. 公共用地境界確定(新規・境界確認)と既境界確定再交付について

① 申請について

新規・境界確認の申請の場合

- ・登記事項証明書(土地)に記載されている所有者ごとに申請が必要です。(代表者への委任可。)
- ・登記事項証明書(土地)に記載されている所有者の住所が、現住所と異なる場合は住所沿革の確認できる書類が必要です。
- ・所有者が複数の場合は、代表者にて申請は可能ですが、代表者への委任状及び図面への捺印(実印)は必要です。
- ・申請者への添付書類(公図・地積測量図・土地調書等)については、申請地周辺地番についてもお願いします。

- ・確定までに、日数を要した場合は、申請書類の差し替えが必要になる場合があります。
- ・申請部数は、基本的に、正・副（副はコピー可）各 1 部 計 2 部ですが、
申請地によってはコピーがもう 1 部必要な個所もあります。
（市道内の底地所有者が、他の公共団体の場合等）

添付書類について

- ・代行者は、申請書類に捺印する際は、全て職印で行って下さい。

1. 新規・境界確認の申請

- (1) 委任状
 - ① 土地所有者を代表して申請する場合
 - ② 申請地所有者に代わり申請を行う場合（法定代理人 等）
 - ③ 申請者に代わり事務を代行する場合
- (2) 印鑑登録証明書……申請者が個人の場合
- (3) 印鑑証明書……申請者が法人の場合
- (4) 代表者事項証明書又は履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）…申請者が法人の場合
- (5) 土地調書……申請地及び関係土地
- (6) 法務局備付地図（公図）の写し
- (7) 登記事項証明書
 - ①申請地の土地の全部事項証明書（土地登記簿謄本）
 - ②対側地及び相隣地が公共用地の場合はその土地の全部事項証明書（土地登記簿謄本）
- (8) 位 置 図……申請地付近の地図
- (9) 現況実測図（有資格者が測量）
 - ①平面図は縮尺 250 分の 1 以上
 - ②横断面図は縮尺 100 分の 1 以上
- (10) その他……
 - ・住所沿革関係書類
 - ・所有を確認出来る書類
 - ・相続関係
 - ・詳細図
 - ・公図の合成図
 - ・土地所在図 等

2. 再交付の申請

(1) 委任状

- ①土地所有者を代表して申請する場合
- ②申請地所有者に代わり申請を行う場合（法定代理人 等）
- ③申請者に代わり事務を代行する場合

(2) 印鑑登録証明書……申請者が個人の場合

(3) 印鑑証明書……申請者が法人の場合

(4) 代表者事項証明書又は履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）…申請者が法人の場合

(5) 土地調書……申請地及び関係土地

(6) 法務局備付地図（公図）の写し

(7) 登記事項証明書

- ①申請地の土地の全部事項証明書（土地登記簿謄本）
- ②対側地及び相隣地が公共用地の場合はその土地の全部事項

証明書（土地登記簿謄本）

(8) 位 置 図……申請地付近の地図

(9) その他……

- ・住所沿革関係書類
- ・所有を確認出来る書類
- ・相続関係説明図
- ・公図の合成図
- ・土地所在図 等

② 立会者について

- ・協議により立会者を確定しますが、

基本的には・申請者

- ・隣接地所有者
- ・対側地所有者
- ・地元自治会長（法定外公共物に係る立会の場合）
- ・境界確定の委任を受けた方

になります。

③ 図面について

- ・表題は境界確定図とし、申請地、地番を表示してください。
- ・申請地全体がわかるようにしてください。
- ・境界線の起・終点及び折れ点について断面図をお願いします。
- ・境界点は起終点及び折れ点のみです。（直線上の筆界点は不要です。）
- ・断面図には、側溝等構造物の寸法等も記入してください。
- ・境界点について、3点しかりで引照点が必要です。
ピン等打ち込み可、ただし公共施設及び公共用地をお願いします。
- ・世界測地系座標で測量をお願いします。
公共基準点使用承認申請が必要です。
- ・用紙サイズは、可能な限りA2サイズまでをお願いします。
図面はA4サイズ左とじに折って提出してください。
- ・申請地については、所有者全員の署名押印（実印）が必要です。
（相続人についても同様）
- ・関係人の署名は、自筆をお願いします。
（個人の場合、ゴム印は避けてください。）
- ・関係人の署名で、相続等が発生している場合は、相続及び住所を確認できる書類が必要になります。
- ・関係人の図面への署名捺印は、権利者の半数以上（人数）が必要です。
- ・関係人の署名で、現住所が登記事項証明書記載内容と異なる場合については、住所沿革の確認できる書類が必要です。
- ・最終的に署名捺印されたもの3部、図面作成者印のみ図面1部、計4部の図面作成をお願いします。（事前に下図のチェックを行います。）
また、申請地によっては、捺印図面が4部の箇所があります。
- ・図面作成者印については、資格印（職印等）をお願いします。

- ・立会年月日、立会い内容及び図面内容に相違ない旨の文面も明記してください。
- ・境界点の写真（近景・遠景）各1部の提出をお願いします。
- ・下図チェック時に、下記メールアドレスまで、境界点の座標をエクセルデータで送信してください。
- ・基準点の網図及び使用承認番号を記載してください。
- ・図面の色については次表のとおり。

図面の色について	
朱	申請地・地番 公共用地境界線（線・文字） 市道名称・里道・水路 公共用地の地番
青	地形等その他の表示 辺長（太字） 点名・隣接地番・里道・水路（市道内の場合）
黒	既確定線（線・文字） 幅員対象線（線・太字）

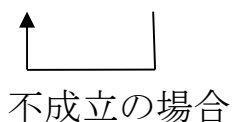
※平面図・断面図に記載をお願いします。

④ その他

- ・境界標設置につきましては、下図チェックが終わった段階でお願いします。
- ・境界標を道路側に設置する場合は、境界標をお渡しします。
- ・図面の受領には、委任状に捺印されている印が必要です。

⑤ 基本の流れ

申請→協議→立会→下図チェック→捺印図面受け取り→交付



3. 手数料

公共用地境界確定（境界確認含む） 1 筆につき 1,500 円（図面交付時）
（※令和 6 年以前に申請しているものは 1 筆につき 1,000 円）
既境界確定再交付申請書 1 既明示につき 300 円（図面交付時）

4. 連絡先

門真市 まちづくり部 道路公園課 総務グループ
TEL : 06-6902-6645（直通）
FAX : 06-6902-1323
E-mail : ken05@city.kadoma.osaka.jp